

【資料 2】高齢者施設等向け 施設内接種における留意事項（追加接種版）

高齢者施設等内接種に向けた留意事項をお知らせいたします。

別紙の（資料 1）スケジュールと併せて必ずお読みください。

① ワクチン要望の提出にあたって

- 今回使用するワクチンは 1・2 回目に接種したワクチンの種類に関わらず mRNA ワクチン（ファイザー社ワクチンまたは武田／モデルナ社ワクチン）で、1 パイアルあたりファイザー社ワクチンは 6 回、モデルナ社ワクチンは 15 回接種が可能です。人数を確定する際は、このことを念頭に置いて可能な限り余りが出ないように調整をお願いいたします。
- 合計で 6 人に満たない場合（武田／モデルナ社ワクチンの場合は 15 人に満たない場合）は、個別接種または集団接種にてご対応ください。
- 接種を希望する施設入所者等がない場合、施設従事者のみで施設内接種を行うためのワクチン分配は行いません。
- 今回の追加接種では、各々の 2 回目接種日より 3 回目接種日に大きく差が出るのが予想されます。実態に応じ、1 施設あたり複数回要望を提出することも可能としますが、接種希望人数がある程度集まった段階で要望提出を行うようご協力をお願いいたします。
- 各事業所にて接種医を確保できた場合にのみ、ワクチン要望を行ってください。市では接種医の斡旋、紹介、その他調整等を行いません。

② 接種券について

- 接種券をお持ちでない方は原則として接種を受けることができません。接種希望者全員の接種券の取りまとめが完了してからワクチン要望を行ってください。
- 西宮市外に住民票がある方も施設内接種が可能です。その場合も当該接種希望者の接種券をご用意ください（他市町村の接種券は西宮市で発行できないため、接種券の発行については該当市町村にお問い合わせください。なお、1、2 回目接種時と異なり、他市町村在住の従事者も西宮市では接種券が発行できません）。
- 新型コロナウイルスワクチンを接種した方は、接種券に付属の「新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証（臨時）」により接種済であることを示すことができます。

③ 接種スケジュールの組み立て

- あらかじめ担当の接種医と打ち合わせの上、確定連絡を行うまでに大まかな接種計画を組み立てておいてください。
確定連絡後、具体的な日程を記入したスケジュール表を提出していただきます。
- 確定連絡後の流れについては、「（資料 3）高齢者施設等での接種 確定連絡後の流れについて」をご覧ください。

- ワクチンの配送曜日は医療機関の所在する郵便番号によって原則次の通りとなっております。接種スケジュール作成の際は、ワクチン配送日を念頭に置いた上で作成をお願いいたします。
〒662 : 月曜日・木曜日のいずれか（祝日除く）
〒662 以外：火曜日・金曜日のいずれか（祝日除く）
※1月16日までは郵便番号に関わらず原則として火曜日からのみの配送。
- ファイザー社ワクチン、武田／モデルナ社ワクチンともに、医療用冷蔵庫（2～8℃）にて30日間保存が可能です。
- 作成・提出の際は所定の様式「（資料4）接種スケジュール表」を使用してください。
- 日ごとに何名接種されるかを表に記入してください。
また、複数の医療機関の接種医が担当する施設は医療機関ごとにシートを分けて作成してください。

《重要》ワクチン要望提出時における特例的取扱いについて

ワクチン要望時には接種予定者全員の接種券をあらかじめ取りまとめることが原則ですが、迅速に入所者等の接種機会を確保するため、各施設の責任において、以下に掲げる特例的取扱いを可能とします。

要望を提出する時点で施設内接種希望者のうち一部の方について接種券が届いていないが、施設内接種実施時には全員分届いていると見込まれる場合、そのような方を接種希望人数に含めても構いません。

ただし、注意点として

- スケジュール組み立ての際は、3回目接種券が届いていることを前提として、2回目接種日から8か月後以降の日程に接種予定日を入れてください。
- 接種者の2回目接種日は必ず確認するようにしてください。間違い接種となった場合、国から報告を求められる場合があります。
- 当日に接種券がなければ原則として接種できません。

④ 予診票の記載について

- 質問事項の回答漏れがないか確認をお願いします。質問のうち「2週間以内に予防接種を受けましたか。」の項目に漏れがあった場合、再度予診票の提出が必要となる場合がございますのでご注意ください。
- 「新型コロナワクチン接種希望書」内の被接種者自署の欄について被接種者本人以外の方が代筆を行う場合、①被接種者本人の氏名・②代筆者氏名・③代筆者の続柄の3点を必ず記入してください。
なお、施設職員が代筆を行う場合は、そのことについて事前に被接種者本人の親族等に了承をいただくようお願いします。
- 医師記入欄の「医師署名又は記名押印」欄は、フルネームでの自筆、もしくは記名のゴム印と印鑑の2点が必要です。

⑤ 余りワクチンの活用について

- 接種当日の体調不良等やむを得ない事情により急遽ワクチンの余りが発生した場合、未だ接種券が届いていない方に接種を行うことが想定されます。その際、厚労省事務連絡（令和3年11月26日付）「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」を熟読の上、施設と接種医で対応可能と判断した場合は、その事務連絡をご参照の上ご対応いただくことが可能です（別紙1、2参照）。

⑥ その他

- 今回の施設内接種において、本事務連絡にてお示しする手続きをしなければ施設内接種が出来ないということではありませんので、ご承知おきください（すでに医療機関が施設分のワクチンを確保している、確保する予定であれば、そちらを使用して施設内接種を行っていただいても構いません）。
- 実際の接種は接種医の訪問により施設内で行ってください。医療機関の施設で接種する場合は、本施設内接種のワクチン要望を行わず、医療機関における個別接種にて接種をしてください。